

# いじめ防止基本方針

## 1. 学校のいじめ問題に対する考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○「心理的または物理的な影響」とは、いじめの様態のことである。心理的影響とは、冷やかしやからかい、仲間はずれ等の心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるもの。物理的影響とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり隠されたりすることなど。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒等を対象としたいじめ未然防止の観点が必要であることを理解し、全ての児童生徒等をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために継続的な取組を行う。

## 2. 生徒指導推進委員会およびいじめ・不登校等対策委員会の組織及び運営について

### (1) 生徒指導推進委員会

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭で組織し、運営委員会の中で定期的に行う。(月1回以上)

### (2) いじめ・不登校等対策委員会

生徒指導推進委員会、SC、SSW、各担任で組織し、運営委員会の中で定期的に行う。(月1回以上)

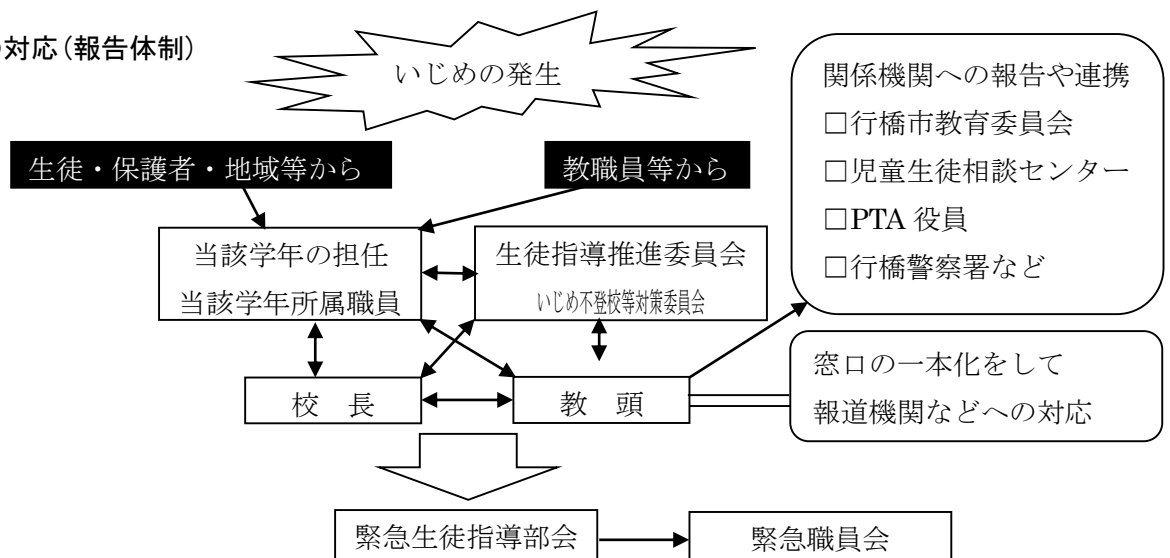
### (3) 職員会議での情報交換

全職員で共通理解を図るために、上記の委員会で協議した内容や、生徒の状況や指導方針などについて職員会議で情報交換を行う。

## 3. 関係諸機関との連携について

- (1) 行橋市児童・生徒相談センターとの定期的な情報交換（月1回以上）を行う。
- (2) 警察への相談や通報等を状況に応じて行う。
- (3) 椿市交番へ情報を発信する。

## 4. いじめへの対応(報告体制)



## 5. 教員研修

- (1) 生徒指導主事等研修会での研修内容をもとにした校内研修を実施する。
- (2) いじめ防止基本方針の共通理解を図るために校内研修を実施する。
- (3) SCを講師に招聘し、生徒理解のための校内研修を実施する。

## 6. いじめの未然防止について

- (1) 管理職は、いじめはどこでも起こりうるという危機意識を持つように、全職員の意識を高める。また、具体的な未然防止について共通理解を図る。
- (2) 生徒の自尊感情を高めるために生徒指導の視点に立った授業づくり及び体験的活動を取り入れた授業づくりを推進する。
- (3) 道徳の授業を含め、全教育活動において人権尊重の精神や思いやりの心などを育てることを意図した道徳教育を充実させる。
- (4) コミュニケーション科において、コミュニケーション能力や調整力等を身につけさせ、他者意識を持たせる教育を充実させる。
- (5) 教育活動全体において、SNS や携帯電話を利用したいじめが起こることがないように、情報モラル教育を充実させる。

## 7. いじめ早期発見対応について

- (1) 管理職は、学校や家庭での生徒の様子で気になることなど、日常の些細な情報をつかめるように、常日頃から全職員と連携を図る。また、校内巡視を行い、学級の雰囲気や様子に留意し、気づいたことへの対応を図る。
- (2) 教職員は、生徒集団の様子(乱暴な言葉遣い、日常的なからかい等)や、個人的な行動の変化(元気がない、遅刻・欠席しがち、服の汚れ、発言に笑いがおき等)を必ず見逃さずに、日々観察・声かけ・個人面談を行う。
- (3) 保護者は、子どもの変化に気付き、密にコミュニケーションをとる。また、授業参観や学校行事に多く参加し、先生方と情報交換を行う機会を多く持つ。

## 8. 教育相談体制

- (1) 「いじめに関するアンケート」(無記名のアンケートも含む)を月1回実施する。
- (2) 6月、11月、2月に教育相談を実施する。
- (3) QU調査(年2回)を実施する。

## 9. 保護者・地域などへの働きかけ

- (1) いじめに特化したリーフレットの配布や市ホームページ等を活用して啓発活動を行う。
- (2) PTA理事会・役員会・各種通信等を通して家庭と連携し、いじめの早期発見に努める。
- (3) 「いじめサイン発見シート」を各家庭に配布し、いじめ防止についての意識を高める。
- (4) 学校HP等に「いじめ防止基本方針」を掲載し、啓発活動を行う。

## 10. いじめの発見から対応への流れ

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導推進委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行なった生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、必要に応じて保護者・SC・SSWと連携を図

りながら、一定期間別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

#### 1 1. 重大事態への対処方法

(1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。

(2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 緊急対応組織を中心として、事実関係を把握するために調査を実施する。また、関係機関と連携を図る。

(4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係及びその他の必要な情報を提供する。

#### 1 2. 適切な学校評価

学校評価において、いじめの有無のみを評価するのではなく、いじめの未然防止の取組やいじめ問題への対応の過程を評価する。